

農林水産省国立研究開発法人審議会

第6回林野部会

林野庁

農林水産省国立研究開発法人審議会 第6回林野部会

日時：平成28年7月15日（金）

会場：農林水産省本館7階第3特別会議室

時間：午前9：58～11：58

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議事

- (1) 国立研究開発法人森林総合研究所の平成27年度に係る業務の実績に関する
評価書（案）について
- (2) 国立研究開発法人森林総合研究所の中期目標期間（平成23年度～平成27
年度）に係る業務の実績に関する評価書（案）について
- (3) その他

3. 閉 会

午前9時58分 開会

○中塚研究指導課長補佐 定刻前ですけれども、皆様おそろいですので始めたいと思いますが、開会に先立ちまして、林野庁の研究指導課長よりご挨拶を申し上げます。

○宮澤研究指導課長 先生方おはようございます。林野庁の研究指導課長の宮澤でございます。本郷整備部長が本日出張でございまして、私がかわって挨拶をさせていただきます。

まず、本日は梅雨の中、また大変お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日ごろより森林・林業行政にご理解、ご協力をいただいておりますこと、またこの研発審について並々ならぬご協力いただいていることを感謝申し上げます。

森林総研につきましては、平成23年度から5年間の第3期中期目標期間が終わったということから、本年度は27年度評価のものと、それから5年間の期間実績評価、この2つがございます。先生方には紙爆弾のような分厚い資料をお送りして、読むのが大変だったんじゃないかと思いますが、本日、評価をまとめるに当たりまして、委員の先生方からのご意見を参考にして評価を固めていきたいというふうに考えているところでございます。

研究開発、森林保険、そして水源林造成の各業務を的確に進める上で重要な評価と考えておりますので、本日、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、1点ご報告でございますけれども、去る5月13日に可決・成立いたしました森林総合研究所法の一部改正というのがございまして、この中で森林総合研究所がこれまで暫定的に行っておりました水源林造成業務、これを本則に位置づけまして森林整備をしっかりと推進できるように措置をしたところでございます。これに伴いまして、名称が、従来森林総合研究所と言っていたものが、来年度からは国立研究開発法人森林研究・整備機構ということで、研究と整備の間に「・」が入りますけれども、森林研究・整備機構ということに来年度から名称が変更されることになっております。このことにつきましては、本日、議題その他でちょっと詳しく林野庁のほうからご説明いたしますけれども、そのようなことが総研関係であったということをご報告させていただきます。

それでは、本日はよろしくお願いいたします。

○中塚研究指導課長補佐 本日の議事の進行につきましては、審議会議事規則に基づき部会長の酒井委員にお願いいたします。

○酒井部会長 酒井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

ただいまから農林水産省国立研究開発法人審議会第6回林野部会を開催いたします。

最初に事務局から、本日の進め方等についてご説明をお願いいたします。

○中塚研究指導課長補佐 事務局の研究指導課の中塚です。座らせていただいて説明させていただきます。

初めに、会議の成立について報告いたします。本日の会議は、農林水産省国立研究開発法人審議会令第6条の規定を満たしておりますので、成立しております。

本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿及び配席図にてご紹介にかえさせていただきますようお願いいたします。

次に、資料のご確認をお願いします。

資料一覧がございますけれども、まず資料1につきましては、国立研究開発法人森林総合研究所の平成27年度に係る業務の実績に関する評価書（案）というものでございます。それから資料2ですけれども、A3サイズのものでございます。国立研究開発法人森林総合研究所の平成27年度に係る業務の実績に関する評価書（案）の概要でございます。これは資料1の大臣評価の部分ですとか、年度計画のところを主に引用しまして概要としてまとめたものとなっております。それから資料3でございます。委員からの事前意見取りまとめ表（平成27年度評価）でございます。それから資料4、国立研究開発法人森林総合研究所の中期目標期間（平成23年度～平成27年度）に係る業務の実績に関する評価書（案）でございます。資料5、これも先ほどのA3のサイズのものでございまして、国立研究開発法人森林総合研究所の中期目標期間（平成23年度～平成27年度）に係る業務の実績に関する評価書（案）の概要となっております。続きまして資料6、これにつきましても委員からの事前意見取りまとめ表ということで、中期目標期間実績評価のものとなっております。

また、参考資料1といたしまして、平成26年度評価以降の評定区分表、参考資料2としまして、独立行政法人通則法、それから参考資料3といたしまして、農林水産省国立研究開発法人審議会令、参考資料4で、農林水産省国立研究開発法人審議会議事規則、参考資料5、森林法等の一部を改正する法律の概要ということで、これは裏表で2枚のつづりとなっております。

さらに、参考に配付しておりますものとして、平成27年度事業年度財務諸表、国立研究開発法人森林総合研究所の平成28年版の研究成果選集、第3期中期計画成果集、最後に平成28年版水源林造成事業等成果選集、以上でございます。

過不足等ございましたらお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

補足ですけれども、先ほどの資料1につきましては、自己評価の部分なんですけれども、当初、森林総研のほうから提出したのから研究の部分に関して一部訂正がございまして、既に

ご案内しておりますけれども差しかわっておりますので、改めてここでご案内をいたします。

また、資料2と資料5の概要につきましても、事前に送付したのから体裁ですとか若干表現の適正化も行っておりますので、若干の修正は行ってございます。

続きまして、お手元の議事次第をご覧ください。

本日の審議事項は、国立研究開発法人森林総合研究所の平成27年度に係る業務の実績に関する評価書（案）について及び国立研究開発法人森林総合研究所の中期目標期間（平成23年度～平成27年度）に係る業務の実績に関する評価書（案）についての2件となっております。本年度は先ほども研究指導課長から説明ありましたように、第3期中期目標期間が終了した翌年度ですので、平成27年度の実績と、第3期中期目標期間の実績を評価することになってございます。

最後に、本日の議事につきましては、後日、議事録にまとめた後、その内容につきまして委員の皆様のご確認を得た上で、農林水産省のホームページにて公開をいたしますので、ご承知おき願います。

以上でございます。

○酒井部会長 ありがとうございます。

それでは、限られた時間ですが、議事次第に従って議事に入りたいと思います。

まず、議事の1、平成27年度に係る業務の実績に関する評価書（案）について、林野庁からご説明をお願いいたします。

○宮澤研究指導課長 研究指導課長の宮澤でございます。私のほうから、研究関係のところ、それから3業務の共通の総務関係のところについてご説明いたします。

説明に入ります前に、事務局からご説明があり、また委員の先生方に事前に伺いました資料1の森林総研の自己評価が変わったことについて若干改めて一言述べさせていただきますと、今回の修正につきましては、林野庁における森林総研のヒアリングを事前に行いました。先生方にはヒアリング前のものが最初に届いたわけでございます。森林総研のヒアリングを行った中で、政策性を森林総研の自己評価に反映しないのでつくりましたというのが当初のものだったものですから、自分たちなりに政策にこう貢献したというのは、やはり加味して自己評価すべきではなかろうかというような指摘をして、森林総研の中でご検討いただいた結果、修正があったということでございます。

林野庁としては、ヒアリングを形骸化させないためにも、ヒアリングを受けて総研が自ら直すということはあってもいいことではないかと思っております。ヒアリングを受けても直せな

いというんだったら、何のためにヒアリングやるのかわからないなと思ってまして、そこにつきましては先生方には事務的に大変お手間をかけましたけれども、そういうことはあつていいことではないかと思っております。

なお、森林総研におきましては、森林総研の外部評価委員の先生に、こういうことで先生からいただいた評価をこう修正いたしましたということをご説明をした上で変更しておりますので、その旨森林総研の外部評価委員の先生方も、この変更についてはご了解済みということだそうですので、報告をさせていただきます。

それでは中身に入らせていただきますが、効率的に進めるために資料2、A3の大きいものがございます。こちらで進めてまいりたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、左側の項目に沿いまして進めてまいります。

まず、1-1(1)Aでございます。地域に対応した多様な森林管理技術の開発。これにつきましては、コンテナ苗の活着、成長特性等が明らかにされて活用事例も提示されるなど、年度計画に沿った取り組みが実施されたということから、Bと評定いたしました。

また、資料3で委員からのご意見をいただいておりますが、委員のご意見もBが妥当ということで、同じ見解となつてございます。

資料3の委員からのご意見につきましては、食い違いがあるときに詳細にご説明いたしますけれども、同じところは今と同様に同じになっているということでご説明させていただきますので、当面資料2のみで進めさせていただきます。

1-1(1)Bでございます。素材生産技術、林業経営システムの開発でございますけれども、ここにつきましても年度計画に沿った取り組みが実施されたということでBとさせていただきます。委員のご意見もBが妥当ということで、同じ見解となつてございます。

1(2)Cでございます。木材需要の拡大に向けた利用促進に係る技術の開発でございますけれども、特にCLT、国産材の直交集成板、こちらの開発において強度性能を明らかにしたり、建築基準法に基づく告示までこぎつけるなど大変努力したんじゃないかということで、Aと評定いたしまして、ここも委員の先生方からはAが妥当ということで同じ見解をいただいております。

1(2)Dでございます。今度は木質バイオマス関係でございますけれども、これにつきましても年度計画に沿った取り組みが実施されたことに加えまして、特にセルロース／ナノファイバーという、今、大変注目されております先端素材につきまして非常に取り組みがよくなされたということで、そこを評価してAとしているところでございます。委員の先生方からも

Aが妥当ではないかということで同じ見解をいただいております。

それから1（3）E、森林の温暖化影響評価の高度化と適応緩和技術の開発でございます。これにつきましては、委員の先生方との見解の相違がございますので、ここについては資料3をごらんください。

資料3の2ページの一番上のところでございますが、田村先生からは、年度当初計画どおりに達成ということでBではなかろうかと。また、中山先生から、政策的に大きく貢献したというのがわかりづらいので、評価はBでいいんじゃないかという意見をいただいております。

これに対して林野庁としてはAをつけておりますが、そこ、ちょっと見えづらい部分なんですけれども、実はREDDプラス、いわゆる森林の減少・劣化から、温室効果ガスの排出を削減するというREDDプラスの取り組みがございますが、それを日本とインドネシアで、今、二国間協議などやっておるんですけれども、その政府間協議のドラフトを森林総研がつくって政府のたたき台をつくり、またその検討委員会に技術アドバイザーとして参画して、これまでの成果を活用していろいろ技術的にいただいているといったようなところがございまして、これは日本とインドネシアのREDDプラスの実施に向けた合同委員会で、大変私どもも助かっておりまして、このあたりの二国間で動かすときに、技術的な部分で助言支援をしているということが非常に政策的に高いというふうに農林水産省としては判断しているものですから、国際的な制度構築の場への貢献ということで、Aとしたものでございます。

これにつきまして、なかなか自己評価の報告書では見えづらい部分だったかもしれませんが、委員の皆様方のご理解を賜ればというふうに考えているところでございます。

それでは、A3の資料のほうに戻りまして、1ページの一番下、1（3）Fでございます。気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術。これにつきましては、年度計画に沿った取り組みが実施されたということで、私どもBとしておりますし、先生方の見解もBが妥当ということでございました。

続いて2ページにまいります。

1（3）Gでございますけれども、森林の生物多様性関係でございます。これにつきましては、予定どおり進めたということに加えまして、シカの管理技術、また実用的な技術の普及ということで非常に成果が大きく出ているということで、これは政策的にも非常に意義が高いということで、Aと評価したところでございます。委員の先生方からもAが妥当というふうにいただいているところで、見解は同じでございます。

続いて1（4）H、高速育種等による林木新品種の開発でございます。これにつきましては、

私どもはAとしておりますけれども、委員の先生方と、ここもちょっと見解の相違がございますので、資料3をごらんいただきたいと思います。

資料3の2ページをおめくりください。1(4)H、一番下でございますけれども、酒井先生から前方選抜の開発は非常に大きな成果だと、田村先生からも、前方選抜はAで相当ではないかとお評価いただいている一方、中山委員からは、前方選抜についてそれほど力点を置いて説明されていないからBでいいんじゃないかなろうかということで、先生方のご意見が若干割れているところでございます。

ここにつきましては、前方選抜というのが世界でだんだん取り入れられている中で、我が国で初めてそれを導入するに至ったということは、本当に大きな努力だというふうに思っております。林木育種、通常でやれば育つまで何年もかかって、形質、時間がかかるわけですが、高速化を図るということでは画期的ではないかというふうに高く評価しておりますので、農林水産省としてはA評定をしたところでございます。ここにつきましても、若干委員の先生方と意見が割れているところではございますが、Aとしての評価につきまして、委員の先生方のご理解を賜ればというふうに思っているところでございます。

それでは、またA3のほうに戻っていただきまして、真ん中辺になりますけれども、1(4)Iでございます。遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発でございます。これも年度計画に沿った取り組みが着実に行われたということでB評定といたしまして、委員の先生方の見解もBということで、見解は同じになっているところでございます。

続きまして、1(5)でございますけれども、研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進。これにつきましても、モニタリングあるいはデータの公開、データベースの公表といったことが年度計画に沿って行われておりますので、B評定としておりまして、先生方からもBで妥当ということでいただいております。

それから1(6)林木等の遺伝資源の収集、保存、配布等々でございますけれども、こちらにつきましても、標本、収集等しっかりやりまして、また特定母樹、新品種の種苗については配布をしたということで、年度計画に沿った取り組みがちゃんと行われているということで、Bと評定しておりまして、先生方との見解も同じでございます。

続きまして、4ページに飛んでください。この間、3ページは森林保険と整備センターの関係でございますので、研究については4ページになります。

4ページの下から2段目、研究開発第1-4というところでございます。行政機関、他の研究機関との連携等々でございますけれども、ここにつきましても右側にありますように、いろ

いろな場への専門家の派遣ですとか、そういったことで取り組みを進めておりまして、年度計画に沿った取り組みが着実に実施されたということでBと評定しておりますし、先生方もBで妥当ということでご意見をいただいております。

それから1-5成果の公表及び普及の促進。こちらにつきましても、発表論文数も1.06報と、目標1.0を上回ったということもございますので、年度計画に沿った取り組みが実施されたということで、Bというふうに評定をしたところでございます。

続きまして5ページに進みまして、1-6でございます。専門分野を生かしたその他の社会貢献ということでございまして、右側でございますように、分析、鑑定等に対応したり、あるいはJICAへの対応、国際会議等への対応、協力ということをやっております、年度計画に沿った取り組みが実施されたことからBということで評定しておりますし、先生方からもBが妥当ということでいただいております。

続きまして、総務分野第2-1でございます。効率化目標の設定等でございますけれども、これにつきましては、研究・育種勘定で一般管理費、業務経費の削減目標を達成したり、また森林保険、水源林造成におきましても年度の計画を達成したということで、目標達成なのでBと評定しております、先生方のコメントも妥当ということで同じでございます。

続いて2-2資源の効率的利用及び充実・高度化。ここにつきましても、組織、保有資産、職員の資質向上といった目標につきまして、年度計画に沿った取り組みが実施されたということでBと評定しております、先生方からも妥当ということで同じ見解でございます。

それからおめくりいただきまして、6ページ上の2-3でございますけれども、契約の点検・見直しでございますけれども、ここにつきましては調達に関するガバナンスの徹底として挙げた内部統制の確立等々が平成27年度はちゃんとできたということで、年度計画に沿った取り組みが実施されたということでBと評定しております、委員の先生方からもBで妥当というふうにいただいております。

それから2-4内部統制の充実・強化でございますけれども、いわゆる5つの重点リスク、あるいは3業務の適正、有効、効率的に推進するための基本方針の策定等々、年度計画に沿った取り組みが実施されておりますしBと評定しておりますし、委員の先生方からもBで妥当ということでご意見をいただいているところでございます。

それから2-5でございますが、効率的・効果的な評価の実施及び活用ということでございますけれども、こちらも年度計画に沿った取り組みが実施されたということで、Bと評定しております、先生方からもBで妥当というふうにいただいているところでございます。

続きまして3-1ですけれども、業務の効率化を反映した予算作成及び運営でございます。
こちらにつきましては、先ほどと若干かぶるところはございますけれども、一般管理費、業務経費の削減目標の達成ということもできて、効率的にできたということでBと評定しております、先生方の評価もBで妥当ということでございます。

それから次の1(2)でございますが、自己収入の拡大に向けた取り組みということでございまして、特に研究分野につきましては競争的な資金にいろいろエントリーした結果、前年度以上の件数、金額の外部資金を獲得しました。そして特許収入の拡大も図ったといったようなことで、年度計画に沿った取り組みが実施されたということで、Bと評定しております、先生方の見解もBが妥当ということでいただいております。

続きまして、研究関係8ページまで飛びます。

8ページの1段目をごらんください。項目としては第7-1というところからになりますが、施設及び設備に関する計画でございます。これにつきましては、諸制度いろいろございまして、水質汚濁防止法の一部改正に対応して設備の設置を行う等々法令対応するとともに、老朽化設備については改修等々を行うということで、年度計画に沿った取り組みが着実に実施されたということでBと評定しております、先生方からもBが妥当という見解をいただいております。

それから7-2人事に関する計画でございます。人員計画、それから人材の確保。これはいずれも年度計画に沿った取り組みが着実にされたということで、Bと評定しております、先生方の見解もBが妥当ということでございます。

それから7-3環境対策・安全管理の推進でございます。これにつきましては、いろいろ技術的に細かいところもございますけれども、放射線障害予防の教育訓練ですとか、省エネの推進だとか、あるいは環境報告書をつくってホームページで掲載・公表する等々、必要な年度計画に沿った取り組みが実施されております、Bと評定しております。先生方からもBで妥当ではないかということでいただいております。

それから7-4情報公開と保護でございますけれども、これは情報セキュリティポリシーの改訂や、各種研修の訓練の実施ということを着実にやりました。また、eラーニングシステムで研修も行ったということで、年度計画に沿った取り組みが実施されたということで、Bと評定しております、先生方からもBで妥当というふうに言われております。

おめくりいただきまして9ページでございます。

7-5積立金の処分でございますけれども、研究・育種勘定につきましては、ここにございますように一定額の充当等々を行っております。そして水源林勘定につきましては、ここも充

当、償還等を行っております。また、特定地域整備等勘定につきましては、負担金の徴収、それから長期借入金の償還等に係る事務を円滑に行ったということで、年度計画に沿った取り組みが実施されたのでBと評定しております、先生方からもBが妥当といただいております。

全体につきましては以上でございます。

次に、この研究分野につきまして、先生方からご質問が寄せられている部分がございますので、そこに回答いたします。

資料3を見ていただきたいのですが、3ページでございます。

3ページの1-1(5)の中山先生から、主な参考指標情報の数が減っていたりするんですけども、こういうのって毎年積み上げていくのではないかというご質問いただいておりますけれども、この主な参考指標情報の欄には、積み上げではなくて、単年度、単年度で実績を記載しております。このために、例えばこの項目で積雪断面観測数なんていうものがあるんですけども、年によって積雪の量とか期間が異なったりすると観測数も減ってしまう、大雪の年は増えるし、雪が少ない年は減るみたいなこともありますので、ランニングトータルじゃなくて、毎年度書くものですから、ここは減ったりすることもあるということでございます。

続きまして4ページのご質問でございますが、1-4の、これも中山先生なんですけれども、日本を代表して他国の研究機関と交流など実際に行っているの、そういうこともどこかに記載したらよいのではないかというふうにご感想としてもいただいておりますけれども、これは実は1-6専門分野を生かしたその他の社会貢献というところで記載しておりますので、記載は全体の中で行っているということでございます。

それから続きまして5ページでございます。

2-2のこの下の、これも中山先生からでございますが、研修受講者数が研究開発部門で大幅に減少したのはなぜかということと、コンプライアンス関連の研修等の中で、剽窃防止への取り組みなども記載されてはいかがかというご質問、ご意見をいただいておりますけれども、この大幅に研修受講者数が減少したのではないかということにつきましては、実は研修が若干重複しているものがあったりして、それを排除して効率化を図ったりということで、研修の内容ですとか、研修対象者数の効率化を図ったためでございます、何か手抜きをして減ったということではございません。

それから剽窃防止の取り組みにつきましては、これはコンプライアンス研修の中のメニューとして実施しておりますので、剽窃防止研修というので単品を立ち上げるのではなく、コンプライアンスの取り組みの一つということで、コンプライアンス研修で行っているというもので

ございます。

それから6ページに進みまして、2-5でございます。

これも中山先生から、外部からの評価は一般の研究員に届いているのだろうか、というご質問いただいておりますけれども、外部評価委員による重点課題ごとの評価会議に各課題の担当者が出まして、そして評価結果公表について担当者全員が聞くような機会を設けるとともに、研究評議会の報告書等につきましては、各研究室に配布して委員の意見が一般の研究職員にも伝わるようにしております。ややもすると研究領域長以上とか、立場の高い会議に実際出ている方だけで情報は止まりがちなんですけれども、一応報告書を研究室に配布して、そこから一般研究員に届くように工夫は行っているところでございます。

それから最後、8ページでございます。

7-2についての中山委員からのご質問で、研究所の意思決定機関に女性がどの程度いるのか教えてくださいというご質問をいただいております。意思決定機関というのが、管理職職員というふうにとらえると、管理職150名おりますけれども、そのうちの女性職員は6名ということでございます。女性の活用ということにつきましては、政府を挙げて取り組んでおりますので、引き続きこれは増やしていくよう努力していきたいということで森林総研から伺っております。

残念ながら中山先生、本日おられないので、これにつきまして今申し上げたことは先生にまた別途ご報告いたしますけれども、いただいた質問については以上でございます。

長くなりましたが、研究部門以上でございます。

○織田計画課長 計画課長の織田でございます。

それでは、森林保険に関する大臣評価案につきましてご説明をさせていただきたいと思いません。

森林保険につきましては、平成26年4月に成立いたしました森林国営保険法等の一部を改正する法律、これの施行に伴いまして、平成27年4月からこの森林保険業務が政府のほうから森林総合研究所に移管されたということでございまして、したがって第3期中期目標期間では最終年度の平成27年度のみ業務運営ということになってございます。

大臣評価案につきましては、各評価項目におきましておおむね年度計画に沿った取り組みをきちんと実施したということで、全てB評価とさせていただいておりますし、また委員の先生方からもおおむね妥当というようなご意見をいただいたということでございます。

それでは、項目ごとの評価について概略要点を簡潔に説明させていただきたいと思います。

資料2の3ページをお開きいただきたいと思います。

第1-2(1)被保険者の利便性の確保でございますけれども、この大臣による評価の評定に至った理由の欄に書いてありますように、保険センターを設置して必要な人材を確保して配置し、さらには全国に窓口を整備したということで、いわゆる保険者の利便性の低下を招くことがないような体制をきちんと整備をしたということが評価できるということで、Bとさせていただきます。

それから、(2)の加入促進でございますけれども、これにつきましては広報活動による制度の普及を実施したこと、あるいは加入促進に関する課題をきちんと把握の上で、重点取り組みというものも整理をして活動を行ったこと。具体的には、業務委託先の担当職員への指導ですとか、あるいは林業関係機関等々への協力要請、働きかけをしっかりと行っているということも確認しております。

それから、(3)内部ガバナンスの高度化でございますけれども、これもBでございますけれども、これにつきましては、リスク管理室というのを設置して体制を整えたということ。また、外部有識者による委員会を設置して専門的な知見が必要な財務状況あるいはリスク管理状況の点検を実施したということ。さらには職員の能力向上に向けてコンプライアンスあるいはセキュリティ分野を含む研修計画を策定してしっかり実施したこと。それからホームページの開設等によって、情報公開を進めているということが評価できるというふうに考えてございます。

なお、本項目の関連で、文野委員から、ディスクロージャーのさらなる充実に努めていただきたいというようなコメントをいただいております。情報公開につきましては、今後も、日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準等、民間の基準も参考にしながら、財務諸表、附属明細書、事業報告書、さらにはソルベンシー・マージン比率、こういったものも公表を進めるということで充実を図っていくというふうにしておりますので、申し添えさせていただきたいと思います。

それから、次の(4)の研究開発との連携でございます。気象災害等に係る研究開発部門と連携をしまして、リスク評価手法を開発して業務の高度化を図るというために、この研究の実施基本計画、こういったものを作成したという部分が評価できるというふうに考えてございます。

続いて、ちょっと飛びますけれども、7ページをお開きいただきたいと思います。

総務関係の特に森林保険関係の部分でございますけれども、上の1つは財務内容の改善の関係での積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料の見直しでございますけれども、これにつきましては、外部有識者により構成される委員会におきまして積立金の規模の妥当性について検証を実施したということで、年度計画に沿った取り組みが行われているというふうに考えてございます。

なお、平成27年度の検証結果でございますけれども、民間の保険運営との比較などによりまして、積立金の規模は少なくとも過大とは言えないと、こういうことが大臣のほうに報告されてきております。本事項につきましては、第4期中長期期間においても引き続き検証が行われるということとなっております。

それから最後の(2)の保険料収入の増加に向けた取り組みでございます。これは先ほどの第1-2(2)加入促進と少し重複するわけでございますけれども、そこで申し上げた取り組み内容に加えまして、継続契約の更新確保に向けました森林組合系統と連携した保険契約の満期案内の送付、そういったこともしっかりやっているということで、そういった部分も評価できるというふうに考えているところでございます。全てB評価とさせていただいているということでございます。

森林保険関係は以上でございます。

○池田整備課長 続きまして、水源林造成事業の関係について説明させていただきます。

資料2及び資料3を用いてやらさせていただきます。

まず資料2の3ページをごらんください。

下から2番目の枠になりますけれども、アの事業の重点化の実施につきましては、これは年度計画の欄に記載されていますように、中長期計画で効率的な事業の推進の観点から、新規契約については、特に水源涵養を図る重要性が高い流域内の箇所限定しているということを書かれていますけれども、平成27年度の業務実績におきましては、新規契約225件全てが、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内で締結されておりますので、評価としてはBということで判定しております。

それから、資料3をごらんいただきたいんですけども、4ページの上にありますように、これに関して徳地委員のほうから、今後は衛星情報なども活用して、積極的な展開を期待していますというご意見いただいております。現在、森林整備センターは、水源林造成事業地の管理・調査を効率的に行うために、研究部門の研究者と協力して林齢とか樹種とか面積等の契約者のデータと、それから衛星画像、地図、そういった地理情報を組み込んだ機能性の高い水

源林造成事業地理情報システムというのを開発しまして、いわゆる水源林GISと呼んでいるんですけども、これを活用して本年4月から業務に利用しているということでございます。

研究部門と水源林造成部門との連携によるシナジー効果の一環というふうに我々はとらえているんですけども、今後、委員からご意見がありました衛星情報の活用についても、さらにこういったものに加えてよりよいものに改善していく方向で取り組んでいただければと考えております。

それから資料2のほうに戻りますけれども、続いて、イの実施手法の高度化のための措置ということでございますけれども、これについては公益的機能の発揮、期中評価の反映、搬出間伐と木材利用の推進、それから森林整備技術の高度化と、こういうaからdの4つの小項目について内容が分かれております。

まず、公益的機能の発揮の実績についてですけれども、先ほど申し上げたように、新規契約全てについて広葉樹等の現地植生を生かした長伐期施業に取り組んでいるほか、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約内容として締結していると。また、既契約分についても、契約相手方の理解を得つつ、長伐期化、また複層林化に向けた契約変更を行っているというようなことで取り組まれています。

また、期中評価の反映については、この期中評価で指摘いただきましたチェックシート、これを全ての新植地、保育作業の現場で活用しておりまして、確実に期中評価のご意見を反映している取り組みになってございます。

また、搬出間伐木材利用の推進の実績については、搬出間伐が約4,500ヘクタール実施されておりまして、このうち特にまた約1,000ヘクタールで列状間伐を行われているという状況でございます。

さらに路網整備に当たりましては、丸太組工法など丈夫で簡易な路網の整備に適した工法の採用に努めているほか、間伐材の活用にもこういった路網整備の中でも取り組まれております。

それから、森林整備技術の高度化の実績に関しましては、森林施業のコストの削減に向けた取り組み、列状間伐、複層林施業、路網整備などのこういったものに係る技術検討会を各整備局がそれぞれ開催しておりまして、また、これ以外にもコンテナ苗の植栽箇所についても研究部門と連携しながらその成長過程を調査・分析しているところでございます。

こういったことを踏まえまして、計画内容としては評価としてはBということにさせていただきます。

次に4ページをごらんください。

事業内容等の広報推進についてですけれども、これは中長期計画においては、森林整備技術の普及・啓発に向けて、研究会、技術発表、それから水源林事業に対する国民の理解醸成を図るということになっておりますけれども、これについて平成27年度は水源林造成事業における技術開発成果について、森林管理局が主催しております技術研究発表会で7件発表しておりますし、またこういった情報をホームページで公開していること。また、水源林に関するシンポジウムを開催したり、季刊誌「森林総研」等を通じて水源林造成事業の仕組み、それから最近の取り組みを紹介するなど、積極的に普及啓発に取り組んだということがございますので、評価としてはBということにさせていただいています。

次に、その下の事業実施コストの構造改善でございますけれども、これは省庁全体の取り組みになるんですけれども、こういった取り組みとして作成されています独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラムというものに基づいておまして、平成24年度において、平成19年度に比較して15%の総合的なコスト、構造改革を達成するということが目標になっておまして、このプログラムについては平成24年度に平成19年度に比較して15.5%の総合的なコスト削減を達成しております。平成27年度には、引き続き作業道における丸太組工法等の導入などコスト削減に努めております。このようなことから、この部分の評価についてもBということで考えております。

これについて、また先ほど資料3の4ページもごらんいただきたいんですけれども、同じように徳地委員から、今後もこの設定目標15%について慎重に検討してくださいというようなご意見をいただいております。

これについては、先ほど申し上げましたように、事業コストの提言に係る数値目標は政府全体の目標として行政効率化関係省庁連絡会議で平成20年に決められた公共事業コスト構造改善プログラムに基づいて実施してきたものでございます。今回、こういった省庁全体の取り組みは終了しておりますことから、本年3月に農林水産大臣が決定しました新たな中長期目標におきましては、事業コストの低減に係る具体的な数値目標というものは定めておりません。しかし、本中長期目標の中でも、水源林造成事業の推進に当たって事業の実施の効率化、高度化、こういったものは必要だというご意見も踏まえて、事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的、効率的な実施に努めるということで明記させていただいているところでございます。

もう一度資料2に戻りますけれども、続きまして4ページ、第1-3(2)の特定中山間整備事業及び農用地総合整備事業についてでございますが、中長期計画において特定中山間整備

事業は平成25年度中に事業完了、農用地総合整備事業についても平成24年度中に完了ということとなっておりまして、この項目の評価指標としては事業完了区域数を指標としていました。平成27年度におきましては、年度計画どおり完了後の評価に係る業務を確実に実施していることから、Bということで評価しております。

続いて、下の第1-3(3)の関係でございます。廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施でございますが、これも中長期目標において、平成19年度末までに緑資源機構が行った林道の開設の債権債務等について徴収及び償還の業務を着実に行うということと、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務などについて徴収及び償還等の業務を確実に行うというふうにされておまして、これについては平成27年度においても年度計画どおりに全額徴収し、償還業務等についても計画どおり確実に実施したことから、評価としてはBということにさせていただいております。

続きまして、5ページの中ほどになりますが、水源林造成事業の関係で効率化目標の設定ということに係る部分ですけれども、これについては水源林造成事業との評価指標として一般管理費、それから人件費、それから事業費の削減率を評価指標としておりました。これらの評価指標については、いずれも平成22年度と比較して目標どおりに削減できているということにしておりますので、大臣の評価としてはBということにさせていただいております。

続きまして7ページでございます。

第3の財務内容の改善に関する事項の水源林造成事業に係る評価についてでございます。この部分の評価指標は、長期借入金償還額、それから債権償還額を評価指標としておりますけれども、平成27年度におきましては長期借入金について年度計画に基づき事業収支のバランスに係る試算の見直しを行うとともに、資金の有効活用等、適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還しています。このことから、評価としてはBということにさせていただいております。

それから次の業務の効率化を反映した予算の執行業務の運営についてですけれども、これは先ほど説明した第2-1の効率化目標の設定等において定めた効率化目標を踏まえて、予算の執行及び業務の運営を行うこととしておまして、同じく一般管理費削減率、それから人件費削減率、事業費削減率を平成22年度と比較したもので評価指標としております。いずれも目標を達成しているというふうなことでございますので、評価としてはBということにさせていただいております。

それから次に短期借入金の限度額についてでございます。水源林造成事業における短期借入金の限度額につきましては、平成27年度は25億円としているところでございます。評価指標としては、短期借入金の年度計画額及び実績額を指標としていますけれども、実績として短期借入金の借入れ理由は効率的かつ適切であったと。それから資金の調達に当たっては、競争入札により低利な資金調達に努めたということでございます。また、短期借入金の年度限度額25億円以内でありまして、年度内に確実に償還を行っていることから、評価としてはBということにさせていただいております。

それから、7ページの第5の不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画についてですけれども、不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画については、水源林造成事業の事業執行において不要となった施設の廃止及び国庫納付を行うこととしています。これはまた不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画については、主伐及び間伐の計画対象面積の上限を定めています。平成27年度は年度計画に基づき、職員宿舍第9号、これは大田区の石川町にあったものですが、これを不要財産として認定し、年度内に国庫納付手続を行っております。

また、立木の販売面積についても、年度計画の上限以内でしたので、評価としてはBということにさせていただいております。

最後に9ページになりますが、第7の積立金の処分についてでございます。

水源林勘定及び特定地域整備等勘定に係る積立金の処分につきましては、年度計画どおり適切に行われておりましたことから、評価としてはBということにさせていただいております。

以上で水源林造成事業の年度評価についての説明を終わらせていただきます。

○酒井部会長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいま、大臣評価案及び委員の皆様からの事前意見に対するご説明をいただきましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

どうぞ、小島委員。

○小島専門委員 すみません、細かいところを何点か続けて質問させていただきます。

研究開発の1-1(1)A、年度評価の1ページですけれども、大臣評価の評定に至った理由の2ボツ目、「物質循環に関する項目について、土壌浸食」の「浸」の字がさんずいになっておりますが、これは学術用語としてはにんべんとすることにしておりますので、修正をお願いしたいと思います。

さらに、この文章そのものですが、「物質循環に関する項目について、・・・指標が策定さ

れた」というのは文意が通らないので、例えば「物質循環の状態を評価するために、土壌侵食、土壌生産力、環境変動の項目に関する16の指標が策定された」というふうな文案にされたほうがよろしいかと思います。

1-1 (1) B、大臣評価の理由の2ポツ目の、「コーディネート組織の実態調査から、・・・課題を明確にされた」という係りになっておりますけれども、この「された」というのは、尊敬語になってしまいますので、「明確にした」にするか、「課題が明示された」などに書きかえないといけないのだらうと思います。

1-1 (2) Dですけれども、評価理由の一番最後で、以上のとおり年度計画を超えた成果を得ているからAとしています。しかし年度計画を超えているのは、一つ上のセルロース・ナノファイバーだけですので、年度計画を超えているからAとするのではなくて、全ての項目で非常に多くの取り組みが実施されていて、さらに社会実装につながるような優れた成果を得ているとすべきだと思います。セルロース・ナノファイバーに限らず、他にもいくつか社会実装につながる成果があると思いますので、もうちょっと文章を長くしていただいたほうが良いと思います。Aにするためには、もう少しどこがAかということをわかりやすく書いたほうがよろしいのではないのでしょうか。

次に、1-1 (6) 育種のところですが、1ポツ目の2文目で、「これらの林木遺伝資源を効率的に保存し、特性評価を実施したこと、これまでに収集した資源が活用されている」という部分も、文章がおかしくなっていますので、2文に切っていただいて修正されたほうが良いかと思います。よろしくお願いします。

私のほうからは以上です。

○酒井部会長 貴重なご指摘どうもありがとうございました。そのように反映していただければと思います。

ほかにご質問ございますでしょうか。

○田村委員 1-1 (3) Eで、私、Bではないかとした点ですが、先ほどのご説明だと、Aにした理由というのはインドネシアとの二国間の政策の実現に貢献したというようなお話でしたので、大臣による評価案の評定に至った理由というところに、そこを書かないと、研究そのものの成果としては、私は年度計画どおりではないかなと思うんですね。そのREDDプラスに関しては、過去のというか、今期中ではありますけれども、これまでの成果が施策に生かされたということなので、そこをもう少し分けて書いていただければよろしいかなと思います。

○宮澤研究指導課長 ご指摘踏まえまして、大臣評価の理由のところきちんと明記させていただきます。ありがとうございます。

○酒井部会長 この項目は中山委員からもBではないかということなんですが、先ほどご説明ありましたけれども、あわせて加筆をお願いいたします。

榎本委員、どうぞ。

○榎本専門委員 先ほど高速育種の問題でB評価でもというふうな意見があったということですが、私は積極的に前方選抜を採用したということについて大きな社会的な意義もあると思いますので、A評価で結構だと思いますので、その点を申し述べさせていただきます。

○酒井部会長 ありがとうございます。

ただいまの1(3)Eと1(4)Hは、委員からAではなくてBでもいいんじゃないかということですが、ここで議論いただいて、大臣評価そのままAということできちんと説明していただければなと思います。

○宮澤研究指導課長 ありがとうございます。私どもちょっと舌足らずなところが多うございましたので、しっかり加筆させていただきます。

○酒井部会長 ほかに、この件に関しましてご意見等ございますでしょうか。

志賀委員どうぞ。

○志賀臨時委員 そういう個別のことでなくて、全体的な意見ですが、森林共済を特に担当しておりますと先ほどご説明あったように移行して1年で、しかも移行を円滑に行ったということで、評価自体に対してはBで、全くそれに異存はないわけですが、研究分野は非常に頑張ったところがAになっていますが、保険と水源林造成に関しては全部Bで、特に何か問題があればCという場合もあると思いますが、なかなかそれ以外はB以外の評価がしにくいようにも思えます。

それで良いということであれば、それでも良いのかなという気もしますが、外部環境も厳しい中で森林保険の加入率がそんなに飛躍的にすぐ上がるということも単年度では難しい中で、その評価をどういうふうにしていくのか、ちょっと迷いがあります。その辺の意見交換というのか、ご意見をうかがえればと感じております。

○織田計画課長 どうもありがとうございます。

志賀委員ご指摘のように、森林保険はまさに平成27年度から移管をして、まず円滑に移行して利便性が低下しないようにするというのが一番のポイントだったというふうに思っております。それについてはしっかりできたということです。問題があればCになったのかもしれない

せんけれども、円滑に行ったということ。それ以上のことをこの1年でというのはなかなか難しいので、今年度は特に全てB評価をさせていただいているということでございますけれども、今後につきましてもご指摘のように、一番の森林保険の今の課題は、加入促進と保険者への利便性の向上というような部分だというふうに思っております、これについても、保険のセンターだけが頑張ることができるものなのかというと、林業の成長産業化という全体が進んでいかないと、林業に魅力がないとなかなか加入も進まないという面もあるんですけれども、そういう特に加入促進等について、今もセンターのほうでもいろんな引受条件の見直し等も含めて検討させていただいているところですので、そういった面で仮に一定の成果が出れば、A評価もあり得るのかなというふうに思っています。

これについても、他律的などいいますか、周辺状況にもよりますので、どういう成果をどういうふうにはかるのか、成果をどのようにはかるのかというのは難しい面はありますけれども、そういう一工夫、二工夫していくというところに、取り組みの状況なり、取り組みの成果があらわれればAということもあるのかなというふうに思っております。

○池田整備課長 水源林造成事業の関係についてもちょっと関連すると思いますので、一言話します。

この評価についての基準は、総務大臣が定める統一ルールにのっとっていますので、この目標値に対するB評価という場合は、100%から120%の範囲内で実行できた場合。それ以上の場合がA評価ということになるわけでありますので。今回はB評価ということになっておりますけれども、そういったことを踏まえながらちょっとほかの独法のA評価の例があるのかなと思って、ちょっと事前に調べておりましたら、例えば平成26年度の評価の中でも、水資源機構においては突発的な台風とか火山噴火に対するダム洪水等の調整の実績を掲げてAということと評価されたり、また都市再生機構においては、都市公園の防災機能提供における当初計画の数倍にわたる実績というのでAがついていたりしている例もあります。

この水源林造成事業についても、実は特定中山間保全整備事業について、平成25年度の評価で、邑智西部地区の事業箇所が被災したものの適切に復旧し、事業を完了させたと。それから事業で整備された農林道が豪雨災害時の避難路として活用されたというようなことで、地域の安全に貢献したということでS評価をつけた事例もございます。

今後、こういった事例とか、また水造の場合であれば、研究開発部門と連携した技術の高度化、橋渡し、こういったもので大いに評価できるようなことが出てくれば、当然Aということも可能性として十分あるというふうには我々としても考えていますし、そういった取り組み

を期待しているところでございます。

○酒井部会長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日、中山委員は海外出張中でご欠席と伺っていますけれども、中山委員のご質問に対しても事務局からご回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、特段大臣評価案につきましてご意見ないようですので、大臣評価案は適当であるということで、皆様ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○酒井部会長 では、異議なしということでいたします。

それでは、続きまして中期目標期間に係る業務の実績に関する評価書(案)につきましてご説明をお願いいたします。

○宮澤研究指導課長 それでは、まず研究開発部門のほうからご説明をいたします。

資料でございますけれども、先ほど同様A3判のほうを中心に説明させていただきまして、委員のご意見、見解との調整等々あるものはご意見取りまとめ表を使いたいと思います。使う資料ですが、資料5がA3判、それから資料6が委員からのご意見でございます。

それでは、資料5、A3判をおめくりいただきまして、上からまいります。

1(1)A、地域に対応した多様な森林管理技術の開発。これにつきましては、見込み評定もBでございます。そして、今回、最終的な評定もBということで変更ございません。委員からのコメントもBが妥当というものでございました。

次に1(1)B、国産材の安定供給のための開発でございますけれども、見込み評定のときBでございました。そして、今般、大臣評定もBということで変更はございません。委員の先生方からもBで妥当ということでございました。

それから1(2)Cでございますけれども、木材の利用促進に係る技術開発でございます。これにつきましては、見込み評定Aでございまして、今回の最終評定もAということでございます。委員の先生方からもAで妥当ということでいただいております。

1(2)D、新規需要に向けた木質バイオマス関係でございますけれども、見込み評定Aでございました。そして今回の最終評定もAと考えてございまして、委員の先生方からもAで妥当というもので評価いただいております。

続いて1(3)Eでございますけれども、温暖化影響評価の高度化、適応、緩和技術の開発ということでございまして、見込み評定がA、そして最終評定もAということで変更ござい

せん。先生方からもAで妥当ということでもいただいております。

続きまして、一番下1（3）Fでございます。ここにつきましては、見込み評価がA、大臣評価もAとしているところでございます。

ここにつきましては、委員の先生からちょっとご意見ございまして、資料6の2ページをごらんいただきたいと思っております。1（3）Fが一番上になりますけれども、酒井委員からは、挙動解明に貢献したということでもいただいておりますけれども、中山委員から5年の最初の2年の評価がAで、あと3年でB。前は、A、A、B、B、Bとなるわけですが、まとめてAがついていいんだろうかというようなご意見をいただいております。

ここにつきましては、やはり東日本大震災の対応というのは中期計画を策定した時点ではわかっていなかったことでありまして、計画に盛り込まれていないことであります。ただ、あの災害を受けて、海岸林と津波被害の実態把握とか津波軽減評価など、当初業務として予定していなかったことを適切に、突発的に生じた災害に的確に対応して社会に情報発信を続けたというのは、非常に評価されるべきことだというふうに農林水産省としては考えておりまして、やはり東日本大震災の対応というのは十分考慮すべきものではなかろうかということでAと評価しておりますので、委員の皆様のご理解を賜ればというふうに考えているところでございます。

それでは、A4のほうに戻りまして、今度2ページになります。

一番上、1（3）Gでございますけれども、生物多様性関係でございます。こちらにつきましては、見込み評価がA、そして大臣による評価もAということで変更ございまして、委員の先生方からもAで妥当ということでもいただいております。

それから1（4）Hでございます。高速育種の関係でございます。これは見込み評価がAで、大臣の最終評価もAということにしておりますが、ここにつきましてはちょっと委員の先生方からご意見ございまして、資料6の2ページをごらんいただきたいんですけども、1（4）Hの中山先生のご意見でございますが、エリートツリーの開発等は評価できるけど、項目ごとの評価がBできているのに、まとめてAでいいのかというところでございます。

中山先生のこのご意見は、高速育種でAに修正する前のものがベースでこの意見をいただいておりますが、やはり前方選抜という画期的な手法を期間中に開発したということは、非常に効果が高いと思っております。期間内にそういう成果を上げたということで期間実績評価はAに十分値するというふうに農林水産省としては考えております。委員の皆様のご理解を賜ればというふうに思っております。

それからA3のほうに戻りまして、1(4)Iでございます。遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発。これも見込み評価はAで、大臣の最終評価もAということで変更ございません。委員の先生方からもAで妥当でないかというふうにいただいているところでございます。

それから続いて1(5)研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進でございますが、これにつきましては見込み評価B、最終評価もBということで、中期計画どおりに5年間やったということでBという評価にしておりまして、委員の先生方もBで妥当というふうにいただいております。

続きまして1(6)でございますけれども、こちらにつきましては見込み評価B、そして最終評価Bで、委員の先生方からもBで妥当というふうにいただいているところでございます。

ここからちょっと研究は飛びまして、4ページ目にまいります。

A3のほう4ページに行きまして1-4でございます。行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化ということでございまして、これにつきましては見込み評価Bで、最終評価もBということでやっておりますが、ここも委員の先生方のご意見いただいております。資料6の5ページになります。これにつきましては、小島委員から、やはり東日本大震災等、発電所事故への対応に関しては特にすぐれた貢献をしているので、期間評価でA評価に値するのではないかと、大変ありがたいご意見をいただいているところでございます。

一応農林水産省としては、関係機関との連携とか協力というところで、研究内容は上のほうであったわけですが、官民の連携とか協力の状況ということに関しては、Bかなということで考えたところでございますけれども、3・11の東日本大震災の特殊事態の対応というのを、どう最終5年間のところで評価するのかというのにつきましては、委員の皆様にご議論いただいて最終的に決めたいと思っております。Aでもよいのではないかというのは、大変ありがたいと思っております。

続きまして、1-5成果の公表、普及の促進でございますけれども、これは広報、利活用の促進等々、これも見込みがB、最終評価Bで、委員の先生方からもBで妥当というふうにいただいております。

それから1-6社会貢献でございますけれども、分析、鑑定、講習、指導、また国際機関、学会への協力といったことにつきましては、中期計画に沿った取り組みが実施されたということでBということで評価してございまして、委員の先生方からもBで妥当というふうにいただいております。

続きまして5ページに進ませていただきます。

今度、総務系になってまいります、2-1、効率化目標の設定でございますけれども、これも見込みと最終どちらもBでございます、委員の先生方からもBで妥当ということでいただいております。

それから2-2、資源の効率的利用及び充実・高度化ということで、組織ですとか保有資産の関係でございますけれども、ここも中期計画に沿った対応をやってきたということでBとしているところでございます。

それから2-3、契約の点検・見直しにつきましても、見込みがB、最終評価Bで、委員の先生方からもBということでいただいております。

それからめぐりまして6ページでございます。

6ページ一番上、2-4でございます。内部統制の充実・強化でございます。これにつきましては、ご案内のとおり不適正経理事案がございまして、あれが一番大きかったわけですが、そのほかにも上に書いてございますように、メールアカウント盗用問題ですとか、カルタヘナ法違反とか、そういったことが発覚しまして、やはり中長期目標期間全体としては、内部統制の充実・強化は不十分と言わざるを得ないであろうということで、ちょっと厳しくなりますが、ここはCというふうに考えてございます。委員の先生方からも、ここについてはCが妥当というふうにご意見をいただいているところでございます。

それから2-5、効率的・効果的な評価の実施、活用でございますけれども、これも見込み、最終評価ともBで、先生方からもBで妥当といただいております。

それから3-1として、予算の作成及び運営でございますけれども、これにつきましても中期計画に沿った取り組みが実施されたということで、最終評価、見込みどおりBでいきたいと思っておりますし、委員の先生方から妥当といただいております。

それから3-1(2)で、自己収入の拡大に向けた取り組みでございますけれども、一応、5年間トータルで見ましても、外部資金、政府の受託件数が減少する中で、全体では一定件数獲得してきたということ、そしてまた特許の見直しをして保有コストの削減等を図っておりますので、中期計画に沿った取り組みが実施されたということで、見込みどおり最終評価もBと考えてございまして、委員の先生方もBが妥当というご意見をいただいております。

それからまた飛びまして7ページでございます。

7ページの真ん中辺になりますが、7-1、施設及び設備に関する計画でございますけれども、予算を踏まえて計画的にやるとともに東日本大震災で損傷した施設、設備につきましても、

補正で対応するなど、改修等を行ったところをごさいます、中期計画に沿った取り組みが実施されたことからBということで、見込みどおりでいきたいと思っておりますし、委員の先生方からもBで妥当と言われております。

それから7-2、人事につきましても、人員計画、研究開発、保険、水造とも適切な配置を行ったと、人材確保についても同様ということで、見込みどおり最終評定もBとしたいと考えておまして、これも委員の先生方からBで妥当ということでいただいております。

それから7-3、環境対策・安全管理の推進。こちらにつきましても、中期計画に沿った取り組みが行われておまして、見込みどおり最終評定もBと、先生方からもBで妥当といただいております。

それから7-4、情報公開と保護。これにつきましても、5年間トータルでいけば中期計画に沿った取り組みが実施されたということで、見込みどおり最終評定もBにしたいというふうにごさいます、委員の先生方もBで妥当ということでごさいます。

おめくりいただきまして最後になりますが、8ページでごさいますけれども、積立金の処分でごさいます、5年間トータルにつきましても、研究・育種勘定、水源林勘定、特定地域整備等勘定、いずれも充当、また償還等々適切に行ったということで、中期計画に沿った取り組みが実施されたので、見込みどおりB評定ということで考えておまして、委員の先生方からもBが妥当といただいているところでごさいます。

以上でごさいます。

○織田計画課長 森林保険でごさいますけれども、森林保険につきましてもは先ほどから申し上げておますとおり、今中期目標期間中の取り組みが平成27年度のみということでごさいますので、評定あるいはその評定に至った理由ともに、先ほどご説明させていただいた平成27年度の年度評価と同様とさせていただいているところでごさいます。

説明は省略させていただきます。

以上でごさいます。

○池田整備課長 続きまして、水源林造成事業に関連する部分について説明させていただきます。資料5の3ページをお願いします。

上から3つ目の枠ですけれども、事業の重点化の実施につきましてもは、これは先ほども説明しましたが、中長期計画期間内に結ばれた全ての新規契約において、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内で限定して締結するというごさいます、きちっと実施されておますので、計画どおりということでBという評価にさせていただいております。

次に、事業の実施手法の高度化のための措置ということでございまして、これも公益的機能の発揮、期中評価の反映、搬出間伐と木材利用の推進、森林整備技術の高度化ということで、この4つの小項目について評価させていただきます。

まず、公益的機能の発揮に関しましては、全ての新規契約において目標どおり契約締結が行われているということでございます。

また、期中評価の反映の実績に関しましては、全ての新規また保育等の施業において、チェックシートが活用され、その結果が事業実施に反映されているということでございます。

それから搬出間伐と木材利用の推進の実績に関しましては、平成23年度から27年度の間ですけれども、搬出間伐が約3万5,300ヘクタール、列状間伐が3,400ヘクタール実施されるとともに、路網整備に当たりまして丸太組工法等の採用等により、間伐材の活用に努めたということでございます。

それから森林整備技術の高度化の実績につきましても、森林施業のコスト低減に向けた取り組み、こういったものをテーマとした技術検討会の開催、それからまた研究部門と連携したさまざまな取り組み、それから地域林業関係者と協定を結ぶなど一体となった取り組み、こういったものを広く実施されておまして、これを踏まえて評価としてはBということにさせていただきます。

それから資料5、3ページの続きですけれども、次に事業内容の広報等の推進についてでございます。地域の林業関係者が参加する地域の技術研究発表会での発表、それから整備センター独自のシンポジウムの開催、こういったものを通じまして広く技術の普及啓発に努めたということでございますので、評価としてはBということにさせていただいております。

それでこれに関連して、資料6をごらんいただきたいんですけども、4ページに、徳地委員のほうから、広報的なものだけでなく、林業技術なども広報できないでしょうかというご意見もいただいております。

整備センターについては、こういった各水源林整備事務所等で取り組んだ研究等の成果については、広く普及するというところで技術研究発表会等に参加したり、いろいろな雑誌に投稿するというのもやられております。また、特に最近のものでは、丈夫で簡易な作業道の整備の考え方について、こういったものをDVDにまとめて、それを地域の林業関係者に配布するという取り組みもされております。また、平成22年度から災害に強い森林づくりをテーマとした水源林シンポジウムを各地域で順次開催しているところでして、こういった取り組みを通じて地域の林業振興に貢献していくということで取り組まれております。

それからまた、森林総研の広報誌や、それからまたウェブサイトでこういった取り組みが実際に見られるように公開しております、こういったことの充実に努めているというふうな状況でございます。

林野庁におきましても、こういった林野庁のホームページとか、新たに林野庁でもフェイスブックというのを開設しますので、こういった中でも水源林造成事業の中で取り組まれたいろいろな新たな知見とか技術開発については紹介していきつつ、国民と共有しながら森林整備を的確に進められるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

また資料5に戻りますけれども、次に3ページの事業コストの構造改善についてですけれども、これも目標として平成19年度と比較して15%コストダウンするということでしたけれども、15.5%平成24年度において達成しておりますので、評価としてはBということにさせていただいております。

続きまして、第1-3(2)の特定中山間整備事業の関係でございますが、これもさっきちょっと触れましたけれども、特定中山間保全整備事業については、最終年度であります平成25年度に事業地区の島根県邑智郡西部地区を襲った記録的な豪雨災害によって整備箇所が被災したんですけれども、迅速かつ適切に復旧工事をしたということで、またいろいろ地域の安全面でも貢献したということでありました。こういったこともありまして、総合評価としてはBということにしておりますけれども、そういうふうな地域の貢献というのがあったということは記載しております。

それから次に4ページにございます一番上の事業の実施手法の高度化のための措置ということでございますけれども、必要に応じて有識者の助言を受けながら環境に配慮して木材や再生材を利用したということでございます。また、地域住民参加型の直営施工工事を実施するなど、事業の実施手法の多様化、高度化にも取り組んだということでございますので、評価はBということにさせていただいております。

それから、事業実施コストの構造改善についてですけれども、これについては計画どおり達成できておりますので、Bということで評価させていただいております。

それから、第1-3(3)の廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施についてですけれども、これらも計画どおりに実施されておりますので、評価としてはBということにさせていただいております。

それから、第2-1の(1)効率化目標の設定等についてでございますけれども、これも一般管理費全体で平成22年度と比較して、目標30%に対して46%削減したと。また、人件費につ

いても目標20%に対して26%、それから事業費についても目標30%でしたけれども、24%削減したということで、トータルでは十分成果があったということで、評価としてはBということにしております。

それから続きまして、6ページの第3-3(1)、長期借入金の着実な償還でございますが、これにつきましても中長期計画期間において、関係道府県及び受益者と連絡を密にして、負担金等の全額徴収の実施によりまして長期借入金及び緑資源債券を確実に償還していますので、評価としてはBということにしています。

それから一番下の業務の効率化を反映した予算の執行及び業務の運営についてですけれども、これも先ほど説明しましたとおり、第2-1の効率化目標の設定等と同じ内容になりますが、目標どおりに達成できていますので、評価としてはBということにさせていただいております。

それから7ページの第4-(3)の短期借入金の限度額についてでございますが、これにつきましても中長期計画で示された限度額の範囲内の借り入れを行っておりまして、年度内に確実に償還しているということで、評価はBということにしております。

それからその下の不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画につきましても、計画期間内に廃止したものは速やかに国庫納付手続を行っておりますし、また立木販売面積も計画期間内の上限内で対応しておりますので、評価としてはBということにさせていただいております。

最後に8ページの第7の積立金の処分についてでございますが、これも水源林勘定及び特定地域整備等勘定に係る積立金の処分につきましては、目標期間の計画どおり適切に行われておりますので、評価としてはBということにさせていただいております。

以上で水源林造成事業の関係については説明を終わります。

○酒井部会長 大臣評価案、それから委員の事前意見に対するご説明いただきまして、どうもありがとうございました。

ここでご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

1(3)F、1(4)Hにつきましては、委員から大臣評価案のAに対してちょっと疑問のご意見もございましたけれども、ただいまご説明いただきまして、この原案でよろしいでしょうか。それから第1-4、第1-6では、逆にB案でなくてAに値するのではないかというご意見もちょうだいいたしましたけれども、ただいまご説明いただきましたけれども、原案どおりでということよろしいでしょうか。何か特段ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

文野委員、何かご意見ございますでしょうか。

○文野臨時委員 財務的などころでは問題ないと思っております。

○酒井部会長 中期目標期間を通じてよろしいでしょうか。

では、小島委員どうぞ。

○小島専門委員 先ほど志賀先生も言われたことですが、着実に年度計画を実施していて、単年度はB評定になる。例えば119%の達成率とか、そういったものが5年間続けて行われた場合、それはもうA評価でいいんじゃないかというふうに思うんです。特にすぐれた成果がないとAがつけられないとなると、育種事業とか水造とか保険とかは、どうしてもつけにくくなってしまふんですね。また、見込評価でBをつけたものを急にAに変えられないというような状態になってしまうということもありますので、期間評価は期間評価で5年間を通して見て、安定的に行ったということの評価するというのもあってもいいのではないかなと思っています。

今回どうしろということではないんですけれども、このとおりでよろしいかと思うんですけれども、私としては2点だけ委員の意見として述べたところは、先ほどの災害対応、特に東日本大震災への対応、原発汚染事故への対応というところは、研究のところだけじゃなくて、行政面での対応ということで高く評価しておかないといけないのではないかなと思うんですけれども、それがどこで評価するのが適切かというのが難しかったので、第1-4のところ、行政機関、他の研究機関等との連携、産学官連携、このところでAと評価するのがよいと書きました。自然災害対応への派遣、特に震災だけじゃなくて、通常の土砂災害とかの対応とかも継続的に行っておりますし、災害対応ということで評価できるんじゃないかなと思いました。

もう1点、専門分野を生かした社会貢献ということで、特に、これは中核的研究機関としての機能の評価なんですけれども、やって当然といえば当然ということになってしまうんですが、特に学术界をリードして、日本の学会をリードしていくという点です。優秀な研究者がたくさんいて、すぐれた研究成果を出していて、学会のリーダーとしてやってきており、特に日本森林学会とか日本木材学会等への貢献というのが非常に高いものですから、単年度で特出しして、この年度はすぐれているというのは書きづらいところではあるんですけれども、学会への貢献というのは継続的に行っておられますので、5年間を通じて高く評価できるのではないかなということで、ここは期間評価ではAでいいのではないかなというご意見を申し上げたところです。もちろん評価方法の問題もありますので、ここはAでなくてはならないということではございません。

以上です。

○宮澤研究指導課長 ありがとうございます。なかなか数値化しづらい部分なので、AかBかというのは難しいかと思うんですが、今、先生からコメントいただいたのも含めて、我々改めて点検もしてみたんですけども、今回の平成23年度から27年度の実組で、1－4の東日本大震災の対応というのは、本当に前例のないことについて対応したということで、通常、大災害があったとか、大雪があったという過去に経験があるものが突発的に起きたというのとはちょっと異質なもののなので、もし委員の先生方のご異議がなければ、小島先生の東日本大震災の部分を加味して、1－4をAとさせていただければと思っております。

一方、1－6の部分につきましても、私どもなりに見たんですが、農林水産省のほかの研究機関もいろいろある中で、それぞれの相場感ですね。例えば農業系とか水産系の研究機関に比べて、ここが特に突出しているかどうかといったときに、並び的には似たような感じなので、ちょっと農と水のこのつきぐあいを見て、例えば農業がAなのにうちがBとかというあたりだと、またこれも変な気がしますので、農・林・水のバランスを見てちょっとここは最終的な大臣の評定をさせていただければと思いますので、点検の上、並びを見て1－6は対応させていただければと思っております。

○酒井部会長 ということでよろしいでしょうか。

○小島専門委員 つけ加えるならば、今の並びのことですけれども、農・水の研究機関が関連学会に貢献している度合いよりもはるかに高い貢献度合いがありますので、これは特筆しても大丈夫だと思います。

○宮澤研究指導課長 わかりました。ありがとうございます。

○酒井部会長 修正につきましては、座長に確認させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

今回、1つCがついたんですけども、コンプライアンスですね。よろしいでしょうか、このご意見。それから大臣評価案及び委員の先生方の評価。特にご意見よろしいでしょうか。

文野委員、何かございますか。

○文野臨時委員 内部統制のところについては、研修をするなどいろいろな対策を実施したけれど、その結果がちょっとだめだったということなんでしょうけれども。だから、もし見直せるものがあれば、例えば、同じ研修を職員の方に年3回やるというようなのを決めてやっていたとしたら、そのやり方を少し変えとか、研修内容を変えとか、やっぱり工夫していくことが必要なのかなというふうに思っています。

○宮澤研究指導課長 ありがとうございます。実施機関の森林総研と連絡とりながら、そのの見直しが進むように対応していきたいと思います。

○酒井部会長 ほかに何かございますでしょうか。

田村先生、突然振って申しわけないんですが、せつかくですので何かございますでしょうか。この全体5年間通じて、歩みを振り返って。

○田村委員 今後について希望を込めて言わせていただくと、来期からは研究内容プラス橋渡しということをしごく総研さん自体が自らの意義に掲げていらっしゃるの、それに向けてそれぞれの取り組みが、さらに大変になると思うんですけども、頑張ってくださいということと。

それから評価に関して、計画どおり普通にやっていって、それがBが続いて期間評価がBとなるということに対して、小島先生が全体としてはそれをAと考えられるのではないかなというようなお話もあったんですけども、Bというのは、決してそんなに低いという位置づけでは私はないとっていて、やはりBを5年間続けて、そして期間評価としてBであるということ十分な評価ではないかなという、私は個人的にそう思っています。

○宮澤研究指導課長 ありがとうございます。

メールも受けとめてしっかり対応してまいりたいと思います。

○酒井部会長 どうもありがとうございました。

文野先生ありますか。

○文野臨時委員 私は研究分野とか水源林造成のところは余り詳しくないのですが、オリンピックのスタジアムに木材を使用するとか、先ほど資料を見ましたら、木材の自給率というんですか、それが19%から30%になったとか、最近木材に関する非常にいい方向のフォローの風が吹いているという感じがしています。東京都の奥のほうの何とか村というところで若い人が森林組合を活性化させているとか、林業に関するニュースがネットで話題になったりしています。そういったところで、私もこの審議会に参加させていただいて、何とか微力ながら貢献していきたいと思っています。

ちょうど一般の人のイメージとして、これから森林とか、災害があったときの山の大切さとか、そういったところが本当に切実に感じてきていると思いますので、非常に林業に親近感があったり、期待があたりとかしている時期で、これから高度化というか、成長産業化していきたいということでしたので、ぜひそうしていただきたいです。

それから、皆さんなじみがないのかもしれませんが、ほかの総研さんとかで特許料収

入でかなり収入があるところとかあります。なかなかそういった特許なんかにするよりも、研究の成果をたくさんの人に応用してもらったほうがいいということもあるんでしょうけれども、そういったいわゆる金融的なところも、少し収入になるものがあれば、そういったところも少し考えてもいいのかなとちょっと思ったりもしております。

○酒井部会長 どうもありがとうございます。

せっかくですから、総研のほうからご意見いただけますか。まだお時間ありますので。

○田中理事 先生方ありがとうございました。それから、大臣評価ということで、林野庁の方々も我々の評価をこういう形でポジティブに与えていただいたこと、大変感謝しています。

小島先生、それから先ほど田村先生からも、AとBという話がありました。長期にわたって5年間きちんと続けていくことの意義というのを、我々も正当にアピールする。それがAになるか、Bになるかはまた別かもしれませんが、そのことの大事さというのは、きょうのお話の中から受けとめて、次期第4期が始まりますけれども、ぜひそのようにやっていきたいと思っています。

それから、今期の自己評価では、林野庁とのヒアリングの中で指摘も受けて若干上げた点がありました。そこでは、やはり政策的な意義を評価していただいたわけですが、この5年間を通じて、委員の先生方からは、そういうアウトカムをもっとちゃんとやっていくべきだというご指摘を受ける一方で、基礎研究もすごく重要だという部分も評価していただいたということで、そのバランスをとって我々もやっぱりアピールもすべきだし、活動自体もそのように進めていかなければいけないということを強く実感しています。

次期に向けて、これまでの評価をポジティブにフィードバックするという意味で、本当にいい刺激を与えていただいたと思って感謝して、今後頑張りたいと思います。これからもよろしく願いいたします。

それからもう1点、コンプライアンスの件に関して厳しい評価をいただいたわけですが、やはり重要なのは各人の意識だと思っていますので、研究者の側にコンプライアンスの大事さというのがきっちり伝わるよう、研修だけでなく、日々の活動の中でそれが伝わるように、意識を共有してやっていきたいと考えています。その辺も形として見えるところは評価の中で見せていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○桂川理事 総務・企画・森林保険担当の桂川でございます。

私の方からは、ひとつ。

2-4につきましては、Cという大変厳しい期間評価をいただいたわけでございます。

私どもとしては、ご指摘されたようなメールの問題、あるいはカルタヘナ法違反、あるいは不適正な経理処理、いずれも大変重大かつ深刻な問題と受けとめました。

例えば、不適正な経理処理について言えば、今さら申すまでもありませんけれども、外部有識者の方を入れて徹底した調査を行いまして、属人的にも懲戒処分あるいは矯正措置きちっと取って、そしてコンプライアンス推進、あるいは契約適正化のための組織も新しくつくり、そしてルールとしては内部統制の基本方針から始まって、コンプライアンスあるいは行動規範、そういうもののルールも改めて全部新しくつくったり、あるいは見直しを行ったり。こちらは遺伝子組み換えについての手続もそうですし、情報セキュリティの方もそうであります。そしてその上で職員に対する研修も重ねまして、現在は本当にきちとした形でできているというように思っております。

そのような意味合いで、自己評価はBとさせていただいたんですが、ご指摘のとおり、この評価は重く受けとめて対応させていただきたいと思えます。

次期につきましては、今回、法改正がございまして、水源林造成業務も本則化ということになりました。私ども研究開発法人ではございますけれども、いわゆる研究開発という業務のほかに、水源林造成のような公共事業的な業務、そして森林保険という金融業務、3つの違う業務をやるわけでございます。これらを統合してきちとした内部統制をやっていくというのももちろん大切なんですけれども、単に問題を起こさないという意味じゃなくて、この3つの業務を重ねてやっていくことによってシナジー効果を発揮する、よりよい方向へいずれも進めていく、そういう意味でポジティブな内部統制、ポジティブな効果が発揮できる内部統制、そういうことを含めてこれからも研さんを重ねて参りたいと思えます。

本日はありがとうございました。

○渡邊理事 林木育種を担当しております渡邊でございます。

ただ今、評価をしていただいて大変感謝しております。ご存じのように林木育種は非常に時間のかかる事業でございまして、それこそこれまで開発に20年も30年も時間をかけてきたわけでございますが、この5年間につきましては、そういう中でも遺伝子レベルでどういうものがすぐれたものかということを見きわめるような研究開発を育種の高速化としてできるようになりました。とは言っても、やはり地道に1つ1つの木がどういうふう成長していくかというデータがあって、初めてそういうことができるわけでございますので、今、先生方からAというご評価もいただきましたが、このために、しばらくBということが、今後もしかすると続く

かもしれません。ただ、それは今申し上げましたように、それが蓄積となってまた花開くということもご理解いただければと思っております。

ご評価をいただきまして大変ありがとうございました。

○奥田理事 整備センターを担当しております奥田でございます。

きょうは先生方から非常に心強いご発言たくさんいただきましてありがとうございました。私ども評価は全てB評価ということではございますが、田村先生からもお話があったように、Bは決して悪い評価じゃないと。逆に言えば、Bを続けることが非常に我々にとっては難しいことございまして、公共事業執行型という性格から言って、どうしても何かAというのは、先ほど例示も示されましたけれども、よっぽど大きなことが起こらない限りにおいては、なかなかAはとれないという状況でございます。

そういう中であって、今回いろいろこういうご評価をいただいて大変うれしく思っております。今後とも先ほど来お話がありますけれども、本則化という大変名誉ある法律改正をしていただきましたので、それに応えられるようにしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きご指導よろしくお願いたします。

○酒井部会長 いろいろコメントといたしますか、思いを伝えていただきましてどうもありがとうございました。

ほかに委員の先生からご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ご意見ないようでしたら、今回の大臣評価案は適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○酒井部会長 それでは、異議なしということで、そのようにさせていただきたいと思っております。

ご多忙の中、貴重なご指摘等いただきましてどうもありがとうございました。

最後に、中山委員からご指摘がございまして、委員の皆さんにお伺いしたいと思います。

中山委員、海外出張で郵送がなかなか難しかったということもあるんだろうなと思うんですが、自己評価書の最終版の到着が遅くなりまして、先ほど研究指導課長からコメントございましたけれども、林野庁のヒアリング前の評価書について評価をいただいております。

それで中山委員から森林総研の自己評価書が林野庁ヒアリングの結果を受けて、森林総研が変更、見直しするということが問題ないのかということですが、皆様のご意見はいかがでしょうか。先ほどヒアリングの意義のご説明をいただきまして、ヒアリングを受けて自己評価変更するということが、それもヒアリングの意義だということでご説明ありましたけれども、よろ

しいでしょうか。

それでは、問題なかったということでさせていただければと思います。

それから、事務局から今後の予定等につきまして、何かありましたらよろしくお願いたします。

○中塚研究指導課長補佐 本日のご議論を踏まえまして、また酒井部会長とご相談をいたしまして、決定したいと思います。スケジュールですけれども、今後平成27年度評価については8月上旬、それから中長期目標期間の実績評価については8月中旬をめどに決定、公表する予定となっております。

以上です。

○酒井部会長 最後に議事次第のその他とありますが、林野庁から何かありましたらよろしくお願いたします。

○織田計画課長 冒頭、宮澤課長の挨拶にもありましたし、先ほど来、水源林造成事業の本則化の話が出ておりましたけれども、先般の5月に可決・成立いたしました森林法等の一部を改正する法律、この中に森林総研法にかかわる部分、あるいは業務にかかわる部分の話がございますので、この機会にちょっと全体の話も含めて、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、お時間をちょうだいしたいと思います。

参考資料5のカラー刷りの一番最後につけております資料をごらんいただきたいと思います。

5月に可決・成立しました森林法等の一部を改正する法律の概要でございます。

まさに林野庁が、今、林業の成長産業化ということを進めておりますけれども、これは大きく言いますと需要の拡大、需要開発とそこへの木材の安定供給、国産材の安定供給と、これを両輪として進めているということでございます。

その上の四角囲いにありますように、需要のほうは一定の前進といえますか、拡大が進展しているということでございます。CLT、あるいはバイオマスなんかもあります。そういうことがある一方で、いわゆる国産材の安定供給のほうはまだ不十分じゃないかと、こういう認識の中で成長産業化を実現するために、適切な森林施業を通じて国産材の安定供給体制の構築、それから森林資源の再造成の確保、さらには公益的機能の維持増進という3つの大きな柱として組み立てて、所要の法律の改正を行ったというものでございます。

その下のほうに、その3本柱ごとの改正内容等を整理してございますけれども、メインは国産材の安定供給体制の構築、真ん中の柱でございます。安定供給をしていくためには、施業を面でまとめて集約化していかなきゃいけない、こういうことが課題になっているわけござい

ますけれども、一番上の森林組合等による集約化の促進ということで、森林組合がまとめてやるというパターンが多いわけですが、今は施業の委託とか、経営の委託というような形でやっていますけれども、森林組合が自ら所有をして経営する要件を緩和したり、あるいは森林組合連合会も森林経営事業、所有して森林経営をやるというようなこともできるようにしたということが一番上でございます。

その下にあります所在不明の所有者。これは民有林の大体2割は共有林と言われておりまして、そういった中で不明者が1人でもいれば全然木も伐れないというような状況を何とかできないかということで、所要の知事裁定等の手続を経れば伐れるようにするというようなものが2つ目でございます。

3つ目が、そういう施業の集約化を行っていく上で、所有者がわからない、境界がわからないというのは、一番の問題でございまして、これを一気に解決しませんけれども、地道に何とかやっというということで、そういったものを入れる箱として市町村に林地台帳というものを備えつけるというのを義務づけするというのが3つ目でございます。

さらに左側の資源の再造成ということで、循環利用を進めていくためには、切った後、植えるべきところはしっかり植えていくということが必要でございまして、そのために再造林をやった後きちんと報告をしてもらうということですか、あるいは鳥獣被害対策をしっかりやっというための制度を造ったというのが左側でございます。

それから右側のほうで、公益的機能の維持増進ということで、一番上の奥地水源の整備を推進。これが直接的には森林総研にかかわる部分でございまして、また後で説明しますけれども。そういったものに加えて、奥地水源の整備を推進ということに加えて、分収林契約の内容の変更を円滑化ということで、分収林も、結局これもなかなか例えば契約を延長したくても、不明者がいるとか、1人でも反対がいればできないというようなことを何とかできないかということで、10分の1を超える異議がなければ契約変更ができるというような制度を導入したというようなことでございます。

1枚めくっていただきますと、これを今申し上げたような目的ごとに整理して説明したんですけれども、今度は法律ごとに整理したのがこの裏の紙でございまして、森林法、それから分収林特措法、森林組合法、木材の安定供給法、さらに(5)として国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正というものをやっております。

この中では、附則に位置づけた上で暫定的に行っていた水源林造成業務を本則にきちんと位置づけるということとともに、育成途上の森林の整備を可能としました。今、水源林造成事業

は、木を植えるところから分収方式でやっているということですが、今ある奥地の山について、例えば広葉樹のほうに転換していくような事業を、そういうこともできるというふうにしたということでございます。

それとあわせて、本則化したことによりまして、②に書いてありますように、先ほどから話に出ていましたけれども、名称を森林研究・整備機構に改めるということでございまして、施行は来年4月1日ということになってございます。

その次の資料は、総研法の改正を少し詳しく説明したものと、最後の資料はいわゆる水源林造成事業をやっていた旧森林開発公団の立場から、どういうふう組織が変遷したかというのを整理した資料ですので、参考にご覧いただければというふうに思っております。

そういう改正を行っておりますので、特に名称は確実に変わります。それから業務も追加されるということで、予算が通れば業務も追加されるということになりますので、本年度中には中長期目標、中長期計画の変更のご審議もいただくということになるかと思いますので、またご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○酒井部会長 それでは、第6回国立研究開発法人審議会林野部会を閉会いたします。

委員の皆様には、梅雨空の中、ご多用な中、ご協力ありがとうございました。

午前11時58分 閉会